

## 栃木県地域福祉支援計画（第4期）素案の概要

保健福祉部保健福祉課

### 1 計画策定の趣旨

近年の地域福祉を取り巻く状況の変化等を踏まえ、地域福祉の基本的な方向性を示すとともに、様々な主体の取組を支援する県の施策を示す。

### 2 計画の位置付け

- 社会福祉法第 108 条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」
- 地域福祉分野の基本的方針
- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」
- 各市町における「市町村地域福祉計画」に基づく取組や、各種の福祉に関する計画の実現を支援する計画

### 3 計画期間

令和 3 (2021) 年度から令和 8 (2026) 年度まで（6 年間）

### 4 SDGs の達成に向けた取組

「栃木県地域福祉支援計画（第4期）」の取組を推進することにより、SDGs の目標の達成に資する。

### 5 主な現状と課題

#### 【現状】

- ◆人口減少、少子高齢化の進行
- ◆要支援者・要介護者等の増加
- ◆個人や世帯が抱える課題の多様化・複雑化
- ◆介護人材等の確保
- ◆サービスの質の向上 など

#### 【課題】

- 地域や家族で支え合う機能の向上
- 災害時に備えた平時からの取組
- 地域住民等の意識の醸成
- 地域の担い手、福祉人材の確保等
- 包括的な支援体制の構築促進
- 成年後見制度の利用など、権利の確保
- 第三者評価の受審促進等

### 6 計画の目指す方向

#### 【目標】

「オール“とち”ぎ」で「“まる”ごと」取り組む  
『とちまる地域共生社会の実現』  
～ 住民が互いに支え合いながら、  
安心して暮らせるまちづくり ～

#### 【施策の方向】

- 1 安心して暮らせる地域づくり
- 2 地域を担うひとづくり
- 3 地域福祉の基盤づくり

## 7 地域福祉施策の展開

### 施策1 安心して暮らせる地域づくり

- (1) 緩やかに見守り、つながる地域づくり
  - ◆ 緩やかに見守り、つながる仕組みづくり
  - ◆ 認知症や障害等への住民による理解の促進と、安心して暮らせる地域づくり
  - ◆ デジタル技術を活用した取組の促進
- (2) 災害に備えた取組の促進
  - ◆ 誰一人取り残されることない避難に向けた備え
  - ◆ 避難所の設置・運営等
  - ◆ 災害時における連携及び福祉的支援等の充実
- (3) ひとにやさしいまちづくりの推進
  - ◆ ひとにやさしいまちづくりの推進
  - ◆ 思いやる心の醸成

### 施策2 地域を担うひとづくり

- (1) ひとに寄り添い、支え合う気運の醸成
  - ◆ ひとに寄り添い、支え合う気運の醸成
  - ◆ 人権尊重理念の理解促進
- (2) 地域住民等による社会貢献活動の充実
  - ◆ 地域の担い手の確保及び活動支援等
  - ◆ 多様な主体による社会貢献活動の促進
- (3) 福祉人材の育成・確保
  - ◆ 介護人材等の確保及び質の向上等
  - ◆ 民生委員・児童委員の確保及び質の向上等

### 施策3 地域福祉の基盤づくり

- (1) 包括的な支援体制の構築促進
  - ◆ 多様化する課題への対応
  - ◆ 「地域福祉計画」等の着実な推進
- (2) 社会福祉協議会の取組の充実
  - ◆ 県社会福祉協議会の取組の充実
  - ◆ 市町社会福祉協議会の取組の充実
- (3) 成年後見制度の利用など、一人ひとりの権利を守る取組の促進
  - ◆ 成年後見制度等の利用促進
  - ◆ 虐待やDV等による被害防止及び適切な支援の促進
- (4) 福祉サービスの質の確保・向上
  - ◆ 「福祉サービス第三者評価制度」の普及・啓発
  - ◆ サービス提供体制の整備とサービス提供者の資質向上
  - ◆ 「栃木県運営適正化委員会」の運営の支援
- (5) 寄附文化の醸成
  - ◆ 寄附文化の醸成

## 8 計画の推進に向けて

### (1) 計画の推進体制

#### ア 県の推進体制

「栃木県地域福祉支援計画推進委員会」や関係団体、地域住民の意見を聴きながら本計画を進める。

#### イ 市町との連携

本計画や市町村地域福祉計画の着実な推進に向け、市町と地域福祉に関する情報・意見の交換を行う。

### (1) 計画の進行管理

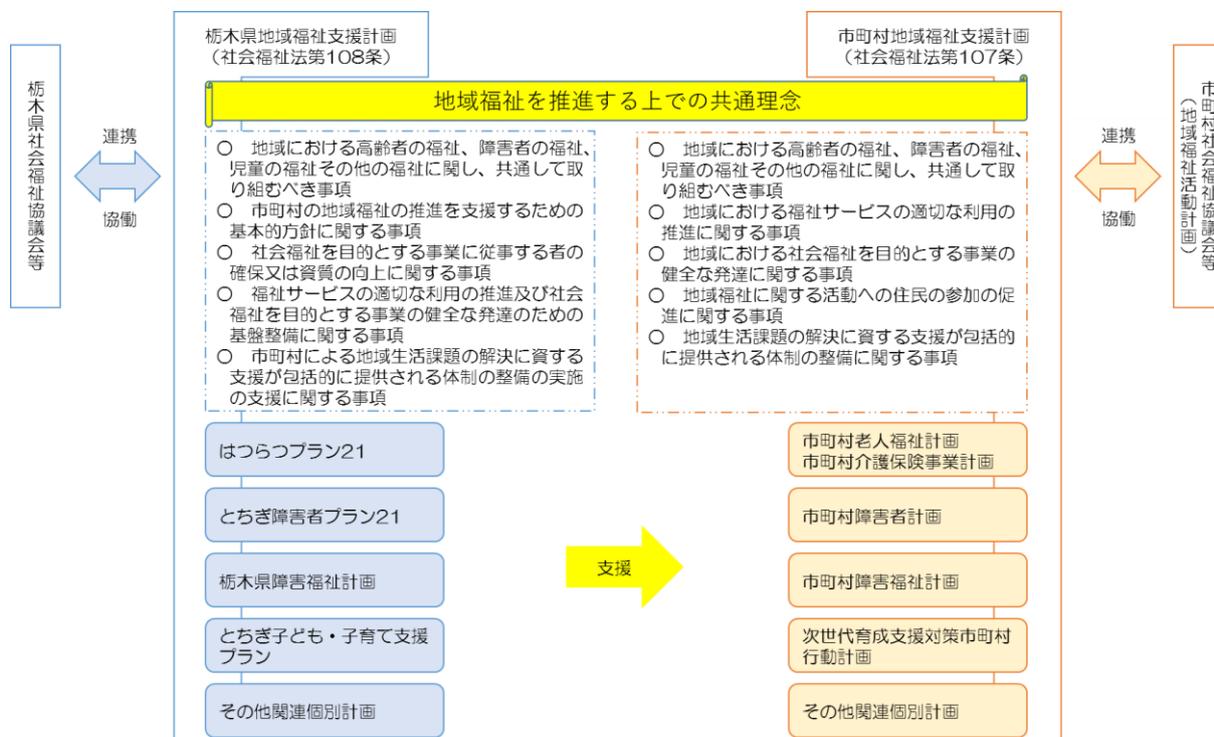
#### ア 計画の着実な進行管理

- ・本県の地域福祉が着実に推進されるよう、市町や社会福祉協議会など関係機関との緊密な連携のもと、本計画に記載された各種施策の進行管理を行う。
- ・進捗状況について、「栃木県地域福祉支援計画推進委員会」に報告する。
- ・概ね3年を目途に計画の進捗状況を中間的に取りまとめ、必要に応じて評価指標や個別施策の見直しを図るなど、計画期間中における状況の変化に、適切に対応する。

#### イ 計画の周知

インターネット等の媒体を活用して、広く県民に周知する。

### 【栃木県地域福祉支援計画と市町地域福祉支援計画等の関係イメージ】



○ 評価指標一覧

施策	年度		単位	現状値	2023 (中間値)	最終値
	項目					
1 (1)	とちまる見守りネット協定締結事業者数		者	22 (2020)	25	28 (2026)
	介護予防につながる通いの場への高齢者の参加率		%	6.0 (2018)	7.5	※
	認知症サポーター養成数		人	226,407 (2020.9)	231,000	※
	子ども家庭総合支援拠点設置市町数		市町	2 (2019)	—	25 (2024)
1 (2)	避難行動要支援者に係る個別計画策定市町数		市町	21 (2020)	25 (最終値)	
1 (3)	おもいやり駐車スペース協力施設数		施設	817 (2019)	910	1,000
2 (1)	困ったときに、家族・親族以外で相談できるところ(相手)がない県民の割合		%	10.6 (2019)	—	
2 (2)	高齢者による社会貢献活動参加率		%	52.3 (2020)	上昇を目指す	※
2 (3)	介護に関する入門的研修実施市町数		市町	5 (2019)	25	※
	とちぎ介護人材育成認証制度の審査・認証法人数		法人	39 (2019)	100	※
3 (1)	包括的支援体制の構築に取り組む市町数		市町	8 (2020)	16	25 (2026)
	基幹相談支援センター設置市町数		市町	14 (2020)	25	※
	在県外国人支援に係る人材の登録者数		人	355 (2019)		※
3 (3)	成年後見制度に係る中核機関設置市町数		市町	2 (2020)	14	25 (2026)
3 (4)	第三者評価受審事業者数		事業者	235 (2019)	290	350

※印は、各個別の次期計画等と整合を図る。